

事務連絡
令和3年4月1日

公益財団法人マンション管理センター 御中

国土交通省住宅局市街地建築課
マンション政策室

マンション管理士における旧氏（旧姓）使用の取扱いについて

日頃より住宅行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。）のマンション管理士登録簿の登録やマンション管理士登録証の交付にあたっては、登録及び交付のための申請書に記載する氏名の確認を住民票の写しその他の氏名及び生年月日を証明する書類と一致させることとしていました。

しかしながら、近年、他の資格制度においては、旧氏（旧姓）（以下「旧氏」という。）の使用を認めることができ一般化しており、平成31年4月から住民票における旧氏使用の併記が始まっています。

このような状況を踏まえ、下記のとおり整理しましたので、貴センターにおかれましては、対応及び周知徹底をお願いいたします。

記

適正化法第30条第2項に規定するマンション管理士登録簿の登載事項及び同法第31条に規定するマンション管理士登録証の記載事項のうち、マンション管理士の氏名について、旧氏使用を希望する者に対しては、旧氏を併記することが可能と解される。

なお、旧氏とは、その者が過去に称していた姓であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。過去に称していた姓が複数ある希望者が複数の旧氏を使用することを避ける必要から、原則として、旧氏が併記された住民票により旧氏を確認することとする。

以上